

## 蒲郡市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の高齢者世話付住宅に居住する者に対し、東三河広域連合が緊急通報装置を貸与し緊急時の対応を行うとともに、生活援助員を派遣することにより、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、緊急通報装置の貸与、緊急時の対応、生活援助員の派遣、高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置等をする高齢者住宅等安心確保事業（以下「事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者安心確保計画 蒲郡市高齢者保険福祉計画に包含して高齢者安心確保計画を策定するものとし、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図るものをいう。
- (2) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 昭和63年2月15日付け建設省住建発第8号・厚生省社老発第7号通達に基づくシルバーハウジング・プロジェクトにより供給された、別表第1に掲げる公営賃貸住宅をいい、日常生活上自立可能な単身者及び夫婦のみの高齢者世帯等を対象に、高齢者の生活特性に配慮した設備・構造を有し、かつ生活援助員による福祉サービスを受けられる。
- (3) 生活援助員 前号の高齢者世話付住宅に居住している高齢者に対し、必要に応じて生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等のサービスを行う者をいう。
- (4) 緊急通報装置 通常の電話機と高齢者世話付住宅に設置された緊急通報システム用設備と接続することにより緊急時に通報できる附属機器をいう。

### (事業の実施)

第3条 市長は、対象世帯・費用負担区分の決定、費用徴収、緊急通報装置の貸与・設置等を除く事業の実施について、市長が適当と認める社会福祉法人に再委託す

ることができるものとする。

(提供するサービス)

第4条 この事業で提供するサービス(以下「生活援助員派遣等サービス」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緊急通報装置の貸与
- (2) 緊急通報の対応
- (3) 生活援助員の派遣

(対象者)

第5条 生活援助員派遣等サービスの対象者は、高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居資格、入居募集・選考方法、入居者管理方法等に従い、市内の高齢者世話付住宅に居住する者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の夫婦世帯(配偶者は60歳以上であること。)
- (2) 65歳以上の親族からなる2人世帯(同居者は60歳以上であること。)
- (3) 65歳以上の単身者

(利用の申請及び決定)

第6条 生活援助員派遣等サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び承諾書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、申請者の世帯状況等を調査し、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等決定(却下)通知書(第3号様式)により、派遣の可否を申請者に通知するものとする。

3 緊急を要すると市長が認める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、申請書及び承諾書の提出等を事後に行うことができる。なお、その場合の手続についてはできるだけ速やかに行わなければならない。

(緊急通報装置の貸与等)

第7条 市長は、前条の規定により利用が適当と認めた者(以下「利用者」という。)に対し緊急通報装置を貸与・設置する。

2 貸与する緊急通報装置には、装置本体のほかにペンダント発信機及び受信機を含む。

3 利用者は、緊急通報装置を使用するにあたりあらかじめ利用者負担により電話回線に加入していなければならない。また、緊急通報装置設置後の電話基本料及

び緊急通報を含めた通話料は利用者が負担するものとする。

- 4 利用者は、善良な管理者の注意をもって緊急通報装置を使用するとともに、緊急通報装置の現状を変更し、又は転貸してはならない。

(生活援助員の派遣)

第8条 市長は、利用者に対し生活援助員を派遣する。生活援助員は、次に掲げるサービスを必要に応じ供給するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

(サービスの廃止又は停止)

第9条 市長は、生活援助員派遣等サービスの利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、サービスの実施を廃止又は停止することができるものとする。

- (1) 60歳以上の入居者がすべて入院又は老人福祉施設等の施設に入所したとき。
- (2) 60歳以上の入居者がすべて転居したとき。
- (3) 60歳以上の入居者がすべて死亡したとき。
- (4) 前3号以外に高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居資格に該当しなくなったとき。
- (5) 生活援助員に対して著しい非行のあったとき。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等廃止（停止）決定通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

- 3 市長は、生活援助員派遣等サービスの停止を解除したときは、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等停止解除決定通知書（第5号様式）により当該利用者に通知するものとする。

(費用負担)

第10条 利用者は、別表第2の基準により高齢者世話付住宅生活援助員派遣に要する費用（以下「生活援助員派遣費用負担額」という。）を負担するものとする。

- 2 市長は、原則として、あらかじめ派遣対象世帯の生活援助員派遣費用負担額を

月単位で決定し徴収する。

3 派遣の期間が暦月単位の1月に満たない場合は、費用の徴収を行わない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、生活援助員の派遣を受ける権利を他人に譲渡してはならない。

(現況の把握)

第12条 市長は、利用者からの委任に基づき、生活援助員派遣費用負担額の算定に必要となる所得税に係る公簿閲覧により、現況を把握するものとする。

2 市長は、現況把握により生活援助員派遣費用負担額が変更となるときは、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用負担変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置)

第13条 市は、生活援助員等の訪問活動に従事する者と高齢者住宅等安心確保連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域の関係機関の連携体制の整備を行うものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市は、この事業を行うに当たっては、常に、福祉事務所、民生委員、本事業を委託する社会福祉法人等と連携を密にするものとする。

(帳簿の整備)

第15条 市は、この事業を行うため、派遣決定調書、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

| 住 宅 名       | 所 在 地             | 整備戸数  |
|-------------|-------------------|-------|
| 市営丸山住宅 B 棟  | 蒲郡市大塚町丸山 6 0 番地   | 1 0 戸 |
| 県営鶴ヶ浜住宅 9 棟 | 蒲郡市鹿島町東山 1 番地の 1  | 2 0 戸 |
| 県営春日浦住宅 2 棟 | 蒲郡市形原町春日浦 5 番地の 2 | 1 2 戸 |

別表第 2（第 1 0 条関係）

高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用負担額基準

| 利用者世帯の階層区分 |                                        | 生活援助員派遣<br>費用負担額 |
|------------|----------------------------------------|------------------|
| A          | 生活保護法による被保護世帯                          | 0 円              |
| B          | 生計中心者の前年所得税非課税世帯                       | 0 円              |
| C          | 生計中心者の前年所得税年額 9,600 円以下の世帯             | 1 , 5 0 0 円      |
| D          | 生計中心者の前年所得税年額 9,601 円以上 32,400 円以下の世帯  | 2 , 6 0 0 円      |
| E          | 生計中心者の前年所得税年額 32,401 円以上 42,000 円以下の世帯 | 3 , 8 0 0 円      |
| F          | 生計中心者の前年所得税年額 42,001 円以上の世帯            | 4 , 9 0 0 円      |

## 第1号様式（第6条関係）

蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等申請書

蒲 郡 市 長 様

私は、高齢者世話付住宅に入居するにあたり、蒲郡市が実施する生活援助員派遣等のサービスを受けたいので、次のとおり申請します。

また、高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用負担金の算定に必要な私及び私の世帯員の課税額に係る公簿の閲覧について、所定の申請権限は蒲郡市長に委任します。

## 記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入下さい。
- 2 続柄は、申請者（世帯主）との続柄を記入して下さい。
- 3 緊急時連絡先の欄も必ず記入して下さい。

|                  |             |            |              |  |              |               |       |    |
|------------------|-------------|------------|--------------|--|--------------|---------------|-------|----|
|                  |             |            |              |  | 申請日          | 年 月 日         |       |    |
| 申請者<br>(世帯主)     | フリガナ<br>氏 名 |            | (本人署名又は記名押印) |  | 住所           | 蒲郡市<br>住宅 棟 号 |       |    |
|                  | 電話番号        |            | —            |  |              | 入居日           | 年 月 日 |    |
|                  | 生年月日        |            | 年 月 日 (満 歳)  |  |              |               |       |    |
| 同居者              | フリガナ<br>氏 名 |            |              |  | 続 柄          |               |       |    |
|                  | 生年月日        |            | 年 月 日 (満 歳)  |  |              |               |       |    |
| 緊急時連絡先<br>(親戚など) | ①           | フリガナ<br>氏名 |              |  | 続<br>柄       |               | 勤務先   | 電話 |
|                  |             | 住所         | 〒            |  |              |               | 自宅    | 電話 |
|                  | ②           | フリガナ<br>氏名 |              |  | 続<br>柄       |               | 勤務先   | 電話 |
|                  |             | 住所         | 〒            |  |              |               | 自宅    | 電話 |
| 主治医              |             | 医療機関および医師名 |              |  | 左記の所在地<br>電話 |               |       |    |

■処理欄（申請者は記入しないで下さい。）

|                   |                                                                                                                                                                                 |       |               |         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------|---------|
| 生活援助員受取日          | 市 受 付 日                                                                                                                                                                         | 利用者連番 | 緊急システム I D 番号 | 電話備品番号  |
| 年 月 日             | 年 月 日                                                                                                                                                                           |       |               |         |
| 緊急装置設置日           | 協力者                                                                                                                                                                             |       |               | 電話加入権貸与 |
| 年 月 日             | 棟 号                                                                                                                                                                             |       |               | 有 ・ 無   |
| 福祉制度利用状況<br>(入居前) | <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし老人認定<br><input type="checkbox"/> 障害者(手帳番号                      障害部位                      等級                      ) |       |               |         |

年 月 日

## 承 諾 書

蒲 郡 市 長 様

（申請者） 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

私は、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等サービス（緊急通報装置等の貸与・設置、緊急通報の対応、生活援助員の派遣）の利用を申請するにあたり、下記の事項について承諾します。

### 記

#### 1 利用するサービスについて

- (1) 緊急通報装置等の貸与・設置を受けることについて
  - ・市貸与の緊急通報装置及び付属機器（以下「機器」という。）を、住居内に市が設置すること。
  - ・あらかじめ電話に加入していること。  
（既に電話加入している場合はその電話回線を使用する。）  
（電話に未加入の場合は、自らの負担により加入する。）
  - ・毎月の電話料金を自己負担すること。
  - ・機器の現状を変更したり転貸しないこと。
  - ・市が行う機器の保守点検のため、事前連絡の上で関係業者が住居に立ち入ること。
  - ・転居または利用資格を失った場合は、速やかに機器を市に返還すること。
  - ・機器を紛失、または破損した場合、再購入等に必要な経費を支払うこと。
- (2) 緊急通報対応を受けることについて
  - ・緊急通報により訪問した、生活援助員、近隣協力者等（以下「救助関係者」という。）が、必要な範囲において住居に立ち入ること。
  - ・救助関係者が安否確認又は救助のため行った必要かつやむを得ない行為により受けた損害については、蒲郡市及び救助関係者はその責めを負わないこと。
  - ・機器の設置中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、蒲郡市及び救助関係者はその責めを負わないこと。
  - ・機器の使用にあたり、誤報のないように努めること。
- (3) 生活援助員の派遣を受けることについて
  - ・市が委託した社会福祉法人から、入居者の安否の確認等のため、生活援助員の訪問及び電話連絡を受けること。
  - ・生活援助員から、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、関係機関等との連絡、その他日常生活上必要な援助を受けるにあたっては、直接身の周りの世話に属さない過度な援助依頼を慎むこと。
  - ・生活援助員の故意又は重大な過失以外の事故について、異議を申し立てないこと。

#### 2 協力する業務について

- (1) 「協力者」になることについて  
近隣の高齢者世話付住宅入居者の緊急時の「協力者」になること。
- (2) 「協力者」の役割について
  - ・近隣の高齢者世話付住宅入居者に緊急事態が発生し、生活援助員から現場状況についての問合せ等の依頼があった場合に、現場の状況の確認・連絡その他必要な処置を行うこと。
  - ・上記のため、生活援助員事務所に協力者として登録すること。

蒲 第 号  
年 月 日

蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等決定（却下）通知書

様

蒲郡市長

年 月 日付けで申請のありました蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等について、下記のとおり通知します。

記

|                     |                                                                                                                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決定区分およびその理由         | <input type="checkbox"/> 派遣等決定<br><input type="checkbox"/> 派遣等却下（理由 ）                                                                              |
| 派遣等サービス             | ①緊急通報用電話機の貸与・設置<br>設置年月日 年 月 日（入居日）以降<br><br>②生活援助員の派遣<br>派遣開始年月日 年 月 日<br><br>③緊急時の対応<br>緊急通報用電話機の設置後から対応が可能となります。<br>（使用方法等不明な点は、生活援助員にお聞きください。） |
| 派遣等対象世帯の<br>生計中心者氏名 |                                                                                                                                                    |
| 派遣等費用負担額            | 1 カ月あたり 円                                                                                                                                          |
| 派遣等費用負担の<br>徴収開始年月  | 年 月分より                                                                                                                                             |

【問い合わせ先】

蒲郡市 住所 蒲郡市 電話番号（0 5 3 3）

蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等廃止（停止）決定通知書

様

蒲郡市長

蒲郡市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により、生活援助員派遣等のサービスを廃止（停止）しますので、下記のとおり通知します。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 派遣等を受けて<br>いる住宅     |        |
| 生計中心者の氏名            |        |
| 廃止（停止）理由            |        |
| 廃止（停止）<br>年 月 日     | 年 月 日  |
| 手数料を徴収する<br>最 終 年 月 | 年 月分まで |

【問い合わせ先】

蒲郡市

住所 蒲郡市

電話番号（0 5 3 3）

## 様

蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等の停止を解除しますので、蒲郡市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

|                  |        |
|------------------|--------|
| 対象となる住宅          |        |
| 生計中心者の氏名         |        |
| 派遣停止を解除<br>する年月日 | 年 月 日  |
| 手数料を解除<br>する年月日  | 年 月分から |

電話番号 (0 5 3 3)

蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等費用負担変更決定通知書

様

蒲郡市長

蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員の派遣等に要する費用負担額を変更しますので、蒲郡市  
高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 派遣等を受け<br>ている住宅     |        |
| 生計中心者の氏名            |        |
| 派遣等費用負担額<br>を変更する理由 |        |
| 派遣等費用負担額<br>を変更する年月 | 年 月分から |
| 変更後の派遣等<br>費用負担額    | 年 月分から |

【問い合わせ先】

蒲郡市 住所 蒲郡市 電話番号（0 5 3 3）